

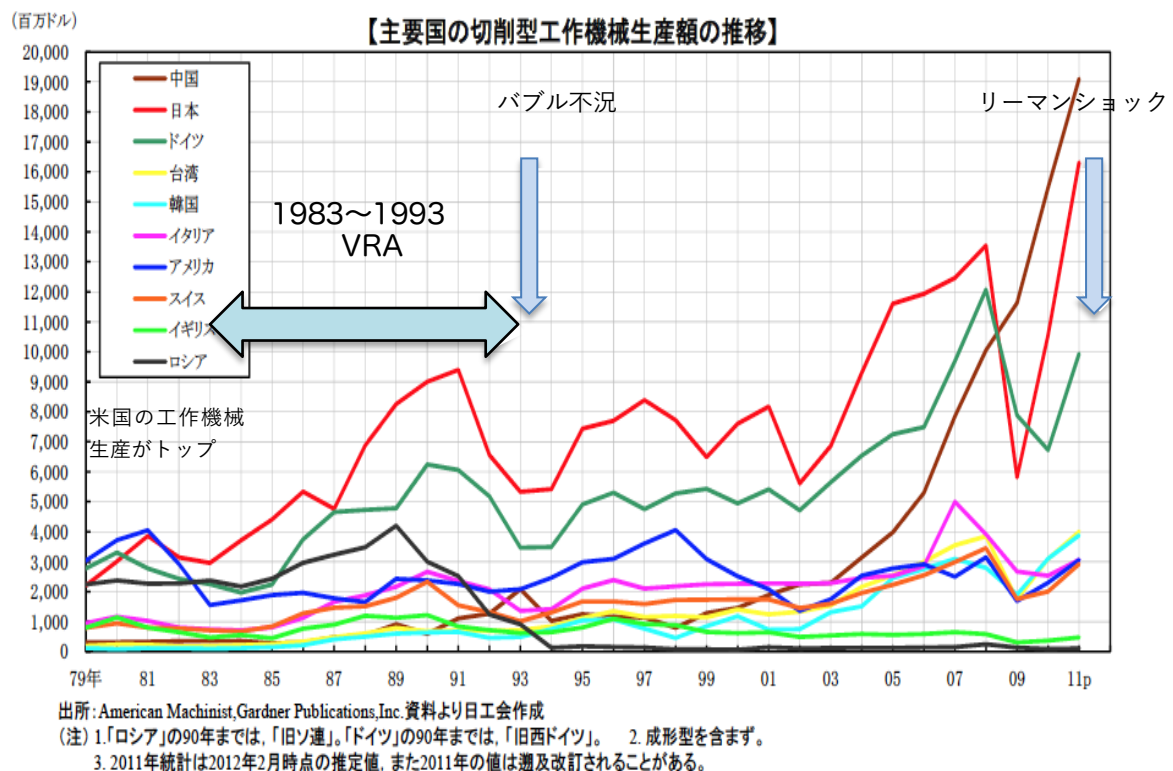
# 「VRA」（自主規制協定）まであった産業戦略

2013 年 12 月 15 日 細川 学

## 1. はじめに

米国の自動車産業はビッグスリーと呼ばれる GM、フォード、クライスラーの 3 社が世界市場を席巻していたが、1973 年の第一次石油危機に続いて、1979 年の第二次石油危機に見舞われ、市場ニーズはスポーツ用多目的車 SUV (Sport Utility Vehicle) から低燃費・低公害の中・小型車に移行し、米国ビッグスリーの 1980 年の生産は 1978 年比で約 30% 減となった。それから約 30 年。2012 年には、世界の自動車生産の上位 3 社は米国の GM、日本のトヨタ自動車、そしてドイツのフォルクスワーゲンという姿に変わっている。

ところで第二次石油危機後、多くの産業が低迷し、設備投資が控えられた。その影響を受け、米国の工作機械産業の 1983 年の生産は 1978 年比で約 80% 減という事態に陥った。



約 30 年も前の話である。上図の通り、その当時は米国が工作機械生産でもトップだった。そして、その後、20 年以上、日本が米国に代わって世界トップの地位についた。しかし、今度は日本は中国に抜かれた。…………… こうした工作機械生産の主役交代の歴史の中で、トップを独走していた米国の後を、日本とドイツが猛烈な勢いで追い掛け、それが米国で大きな問題になった時代の話である。

米国政府と米国工作機械業界は、日本とドイツの工作機械産業に迫撃される事態に陥った。考えてみれば、両国とも第二次世界大戦の敗戦国である。その2ヶ国に、このままでは、航空機や兵器などの製造の「<sup>かなめ</sup>要」の“はず”の工作機械分野で主導権を奪われかねないということで、挽回策として、米国は次の3戦略を実施した。

## 1. 特許権戦略 2. 安全保障輸出管理戦略 3. 「VRA」戦略

まず米国が保有する特許およびその使用許諾が再検討され、工作機械分野で米国を脅かしている日本やドイツの工作機械メーカーの行動の規制が追求された。特許権の効力が及ぶ範囲については、特許権利者と消費者を含む利害関係者の利益の調和を図るため、一定の要件で、その拡張を認める「均等論」(doctrine of equivalents)という法理論がある。そして、それには特許請求の範囲「クレーム」(claim)を広く解釈するプロパテント(pro-patent)と、「クレーム」を「文言解釈」して狭く解釈するアンチパテント(anti-patent)というものがある。知的財産の保護と独占を重視するのがプロパテントで、その反対に独占行為を規制し、自由な競争と技術の普及を図り、産業の発展を重視するのがアンチパテントであるという言い方もできる。

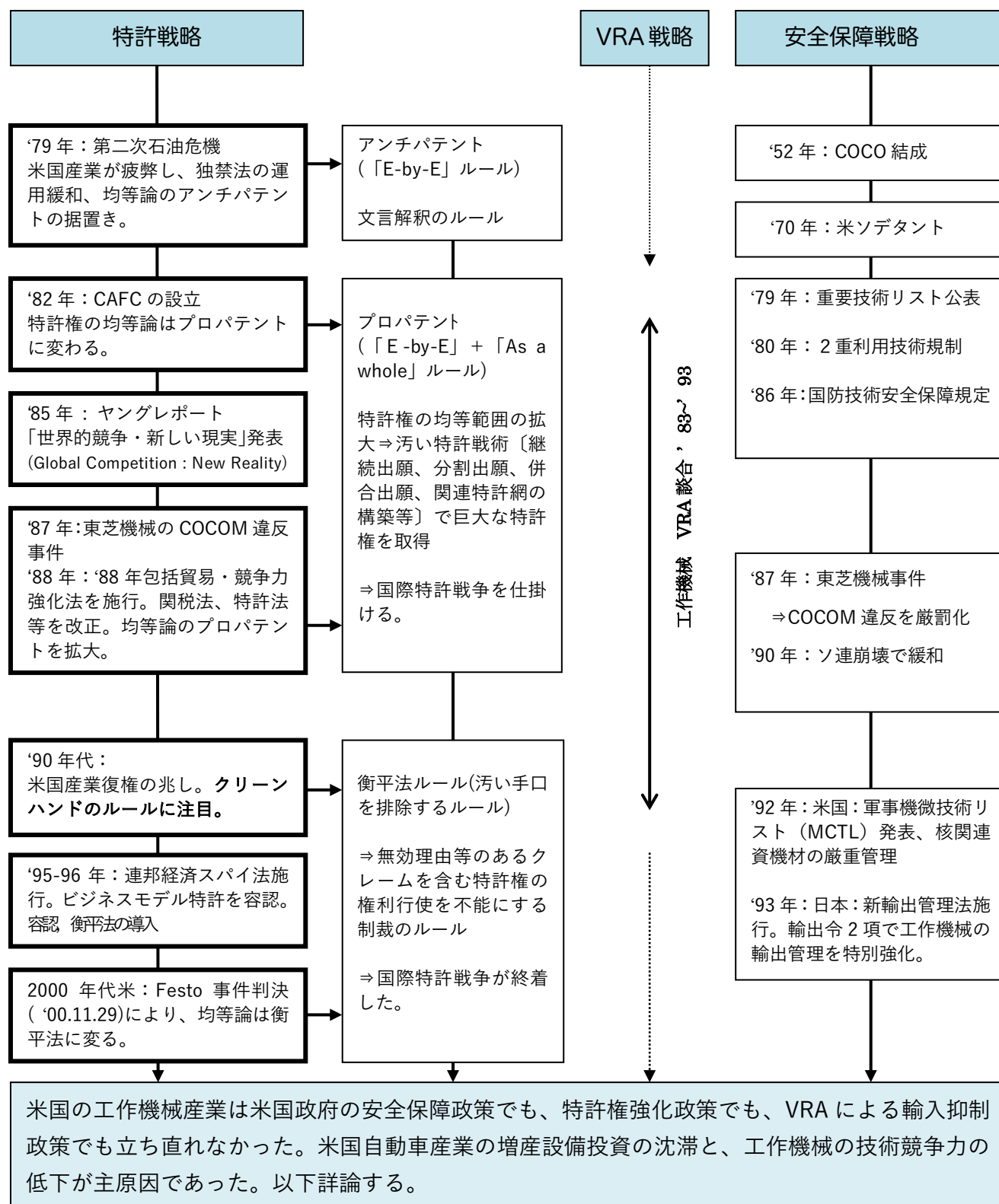
米国レーガン政権(1981~1989)ではプロパテント政策が採られた。1982年、特許侵害事件に関する解釈を統一し、法的安定性を図るため連邦巡回控訴裁判所(CAFC: Court of Appeals for the Federal Circuit)が設立され、そこでの議論・判決を通じ、アンチパテントからプロパテントに変わった。

1983年、産業競争力低下の問題については、当時ヒューレット・パッカード社の社長、J.A. ヤングを委員長とする大統領産業競争力委員会(President's Commission on Industrial Competitiveness)が設立され、ここから1985年に「世界的競争—新しい現実」(Global Competition—The New Reality)、いわゆる「ヤングレポート」が発表された。そして、ここで知的財産権の保護の重要性が強く指摘され、国内法改正などが勧告・提言された。

続いて、当時、日本やドイツの工作機械の輸出先として、かなりの比重を占めるようになっていたソ連など共産圏諸国向け輸出について、COCOM(Coordination Committee for Export Control)——対共産圏輸出統制委員会の規制の見直しが行われた。

そして自主規制協定——VRA(Voluntary Regulation Agreement)である。いろいろなレベルで見られるが、国家間と言うと、一方が「片務的」に実施する「合意」であり、協定でも条約でもない、特定国家間の暗黙の合意——いわば談合である。私的な「談合」により他人に不利益をもたらす行為は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(「独占禁止法」)

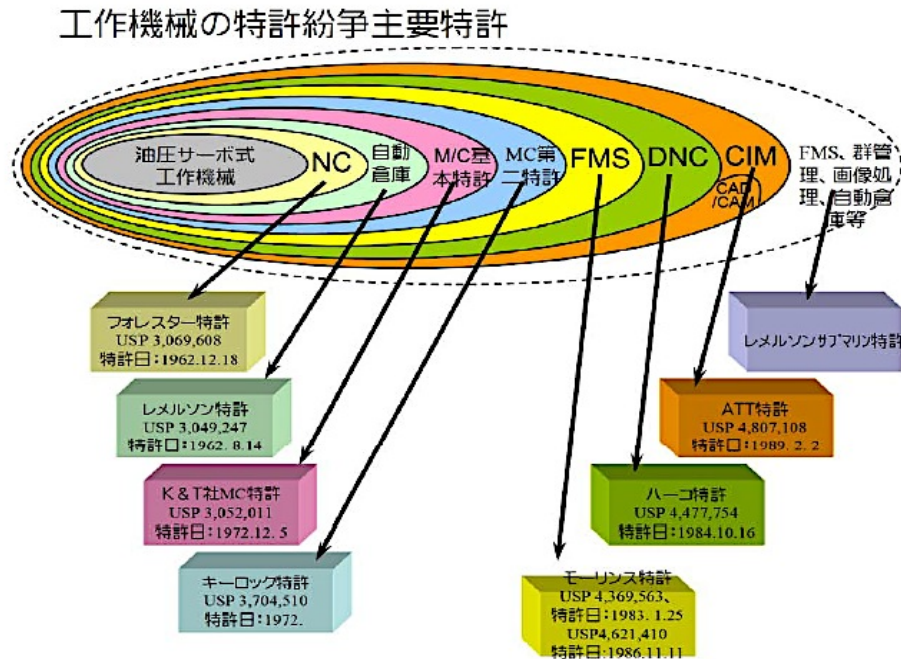
により禁止されている。しかし、酒、タバコ等の政府の許認可にかかわる取引や政府の行政指導には「独占禁止法」の適用はない。VRA は国家間の片務的な合意であり、「私的」には該当せず、「独占禁止法」の適用はない。日本が米国産業政策に協力する「合意」の VRA は、繊維、鉄鋼、自動車等でも実績がある。



## 2. 工作機械関連の特許権戦略 — 国際特許戦争

### 2. 1 工作機械に関する重大な国際特許権戦争の事例<sup>1</sup>

工作機械関連の主要特許紛争は下図の通りである。



- ① 数値制御（NC）に関する米マサチューセッツ工科大学のフォレストー教授らの基本特許「Numerical control servo-system」（USP3,069,608, 1962.12.18）<sup>2</sup> の国際特許権戦争 ⇒ フォレストー教授らは独占実施権を保有する米ベンディクス社<sup>3</sup> と組み、3 件の分割特許出願を継続し、1982 年 12 月 28 日までの 30 年間、実質的に独占状態が維持される体制となった。しかし、1970 年 8 月、富士通信機製造(株)が 70 万ドル（約 2.5 億円）で包括ライセンスを取得し、これによって NC 特許問題は回避されることとなった。
- ② マシニングセンタ（MC）に関する米カーネイ & トレッカー社の基本特許「Machine tool with a mechanical cutting tool changer」（USP3,052,011, 1972.12.5）<sup>4</sup> の国際特許権戦争 ⇒ ドイツ工作機械工業会弁護士の訴訟戦術の勝利だった。1977 年 3 月改正の米国特許法に

<sup>1</sup> 「工作機械産業における国際特許紛争の歴史」細川 学 2001/7 戦略経営研究所

[http://hokuto.sml.co.jp/public\\_files/hosokawa-else01.pdf](http://hokuto.sml.co.jp/public_files/hosokawa-else01.pdf)

「特許権経営の光と陰と守護神」細川 学 2013/1/27 戦略経営研究所

「モーリンス特許は権利行使禁止・多くの教訓を残して終止符」細川 学 生産財マーケティング Vol.31, No.4

「マシニングセンターから見た米国企業の特許戦略」細川 学 発明 Vol.68, No.3

<sup>2</sup> <http://www.google.com/patents/US3069608>

<sup>3</sup> <http://www.bendixbrakes.com/index.php>

<sup>4</sup> <http://www.google.com/patents/US3052011>

基づいて、釣り仲間だった本件特許の審査官と出願人弁護士の関係が追求され、そして違法行為とされ、それによって権利行使が不可とされ、特許戦争は被告側の勝利で終結した。1983年頃のことである。

- ③ マシニングセンタ（MC）に関する米カーネイ & トレッカー社の準基本特許、俗称キーロック特許「Machine tool with tool changer」(USP3,704,510, 1972)<sup>5</sup> の特許権戦争 ⇒ 特許権者の「Unclean hands」により権利行使が不可とされ、紛争は終結した。
- ④ フレキシブル生産システム（FMS）の英モーリンス社<sup>6</sup> の基本特許「Automated machine tool installation with strage means」(USP4,369,563, 1983.1.25)<sup>7</sup> などの国際特許権戦争 ⇒ 特許権者の「Unclean hands」により特許権の権利行使が不可とされ、被告側勝訴。日本とドイツの工作機械業界の共闘による勝訴であるが、法廷紛争実務はドイツ、日本は金銭的支援であった。
- ⑤ 対話型のコンピュータ数値制御（CNC）に関する米工作機械メーカー、ハーコ社<sup>8</sup> の基本特許「Interactive machining system」(USP4,477,754, 1995.3.21)<sup>9</sup> の国際特許戦争 ⇒ ドイツが争わなかったため、日本勢は足並みが乱れ、全面敗訴となり、日本の CNC メーカーも工作機械メーカーも特許ライセンスを導入した。1996年頃のことである。
- ⑥ フレキシブル生産システム（FMS）に関する米国人 J.H.レメルソン氏<sup>10</sup> の特許「Automated storage」(USP3,049,247)<sup>11</sup> などの国際特許戦争 ⇒ ④の英モーリンス社敗訴の判決後、フレキシブル生産システム（FMS）の基本発明者は自分であると、エジソン以来の発明王であり、特許権で5億ドルを稼いだなどと自称するレメルソン氏が訴訟を起こした。米国の特許制度の矛盾点を利用し、補正・分割出願・継続出願等の裏技を屈指して、特許網を構築した。日本の大手メーカーは雪崩をうって特許ライセンスを導入した。工作機械ユーザの中には工作機械メーカーにライセンス料の肩代わりを要求するところもあった。しかし、その後、米国でいわゆる「サブマリン特許」<sup>12</sup>も「Unclean hands」として問題視され、レメルソン氏の多くの特許権が権利行不能の判決を受けた。これら訴訟事件は同氏の死亡で事件が消え去った。

<sup>5</sup> <https://www.google.com/patents/US3704510>

<sup>6</sup> <http://www.molins.com/default.aspx>

<sup>7</sup> <http://www.google.nl/patents/US4369563>

<sup>8</sup> <http://www.hurco.com/Pages/default.aspx>

<sup>9</sup> <http://www.google.co.in/patents/US4477754>

<sup>10</sup> [http://en.wikipedia.org/wiki/Jerome\\_H.\\_Lemelson](http://en.wikipedia.org/wiki/Jerome_H._Lemelson)

<sup>11</sup> <http://www.google.com/patents/US3049247>

<sup>12</sup> サブマリン=潜水艦：出願後に長期間審査され、対象となる技術が世の中で広く使われるようになってから突如として成立する特許。米国の特許制度には出願中の特許案件を公開する制度がなく、審査期間に関わらず成立時から17年間有効とされることを悪用したもので、国際的に問題となった。

- ⑦ コンピュータ統合生産（CIM）に関する米最大手の電話会社 AT&T 社のベル研究所<sup>13</sup>の重要特許「Product realization method」（USP4,807,108, 1989.2.2）<sup>14</sup> の国際特許戦争 ⇒ いっつか、この国際特許戦争は終焉していた。

なお、国際特許戦争に対処するため、1982 年に日本工作機械工業会に特許調査専門委員会（現知的財産部会）が設立され、特許庁および経済産業省より多大な支援を受け、世界の工作機械関連特許を共同で調査研究分析することとなった。これまでに調査された特許資料は数千万件に達している。

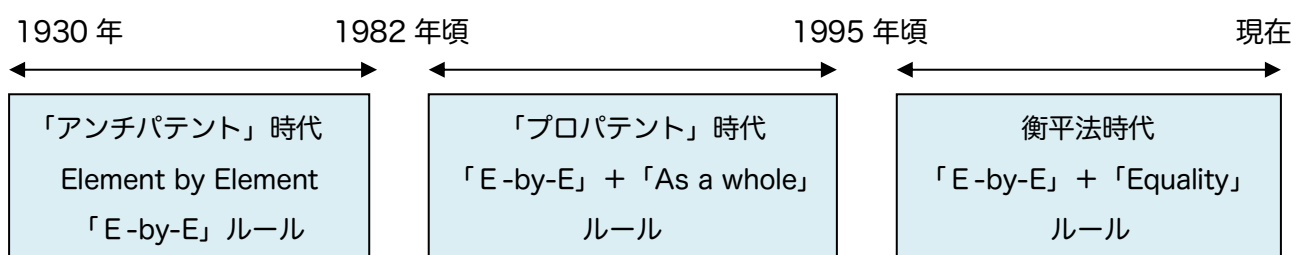
## 2.2 米国の特許権に関する均等論の変遷<sup>15</sup>

特許請求の範囲に記載された構成要素によって特許権の範囲は決定されるが、この構成要素の判断については、一定の要件の下で特許請求の範囲を拡張して解釈する「均等論」（doctrine of equivalents）という考え方がある。

この特許権に関する「均等論」の米国の歴史をみると、まず 1930 年の大恐慌に一つの境があった。大恐慌を境に独占禁止法の強化と同時に、知的財産権の独占行為を規制することによって自由な競争と技術の普及を図り、産業の発展も図るというアンチパテントの時代となった。

均等論のルールは、特許請求の範囲に記載された構成要素を一つ一つすべてを厳密に吟味する「Element by Element」（All Element ともいう）ルールとなった。（例：Graver Tank 事件、1950 年）<sup>16</sup>

### 米国の均等論の変遷



<sup>13</sup> <http://www.att.com/#fbid=Yi7AwC0RUO3>

<sup>14</sup> <https://www.google.com/patents/US4807108>

<sup>15</sup> 「産業政策としての均等論を考える」細川 学 2011/8/22 戦略経営研究所

<sup>16</sup> 米国特許「電気溶接およびそれに用いられる溶接剤」の特許権者 Linde Air Products 社が Craver Tank 社などを提訴した事件。争点は溶接剤の組成。特許の溶接剤の組成はケイ酸カルシウムとケイ酸マグネシウム。それに対して訴えられた Craver Tank 社の組成はケイ酸カルシウムとケイ酸マンガン。最高裁では、アルカリ土類金属は、しばしばマンガン鉱中に含まれており、両製品は同一の operation、同一の result を達成するものであり、ケイ酸マグネシウムはケイ酸マンガに置き換え得ると容易に推測されるものであり、権利を侵害していると判決が下された。

<https://supreme.justia.com/cases/federal/us/339/605/case.html>

しかし、カーター政権（1977～1981）となり、流れは変わった。1977年には情報開示義務ルールが制定され、1979年には特許制度を強化すべきとする「産業技術革新政策に関する教書」が発表され、それに基づいて1980年には独禁法の運用緩和や特許再審査制の導入が行われた。

この流れはレーガン政権（1981～1989）で、さらに強くなった。1982年には特許侵害事件に関する解釈を統一し、法的安定性を図るため連邦巡回控訴裁判所（CAFC）が設立され、そこから均等論についても全体としても判断するという「As a whole」ルールの考え方の判決が出ることとなった。知的財産の保護と独占を重視するプロパテントの時代に向かうことになった。（例：Hughes 事件、1983）<sup>17</sup>

そして1985年の大統領産業競争力委員会の産業競争力に関する提言「ヤングレポート」を受け、米国ではさらに積極的にプロパテント政策が推進され、1988年には包括通商競争力法（Omnibus Foreign Trade and Competitiveness Act）が施行され、既存の国内法――①通商法301条、②関税法337条、③製法特許の特許法――の改定が行われた。

通商法301条では、米国の通商に不利益を与えている外国の貿易障壁、不公正な貿易慣行について調査し、その国と協議を行い、必要であれば、報復措置や輸入規制、特惠関税適用の廃止等の対抗措置を採ることが規定されていたが、新たに問題の対象として知的財産が加えられた。

また関税法337条では、不公正な輸入によって米国産業に損害が生ずる場合には、輸入品の排除や不公正慣行の禁止を命ずるなどと規定されていたが、1988年の改定で、知的財産権などでの不公正慣行については、この適用要件が大幅に緩和された。

さらに特許法も改定され、米国の製法特許に基づいて米国国外で製造された製品を米国内で販売使用することにも権利が及ぶ――「ロングアーム」（域外適用）が容認されるなど時代はプロパテントに大きく変わった。

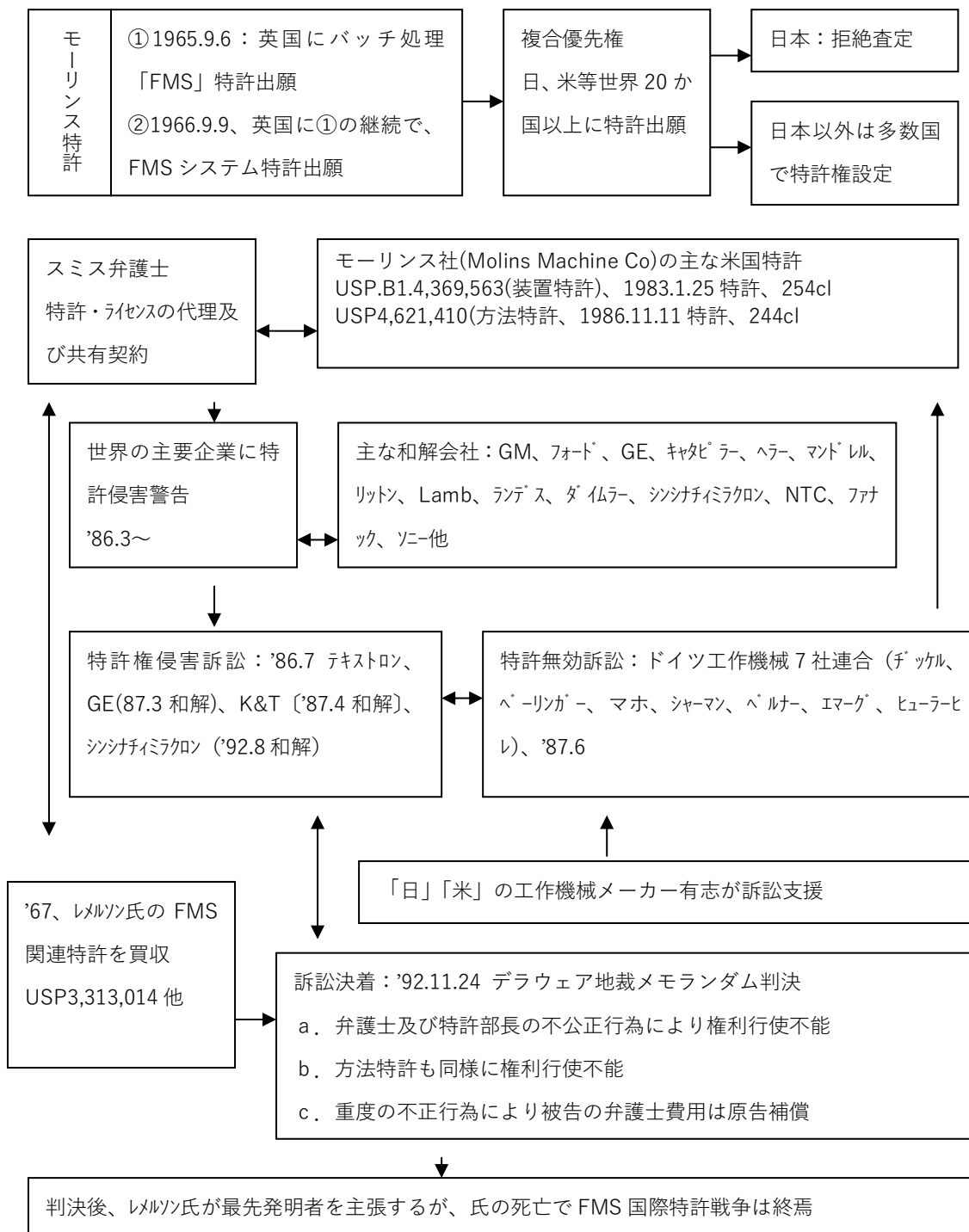
ところが、その後、特許権の取得と権利行使にかかわる汚い手口「Unclean hands」の特許戦術が看過できなくなり、制裁論が浮上した。そして1995年頃から「E-by-E」ルールに道德律に従う「Equality」（衡平）ルールが加わる時代になった。

<sup>17</sup> 米国特許「宇宙船の速度制御と姿勢制御」の特許権者の米 Hughes Aircraft 社が NASA 建造の宇宙船を権利侵害で提訴した事件。争点は船外とのデータのやりとり。Hughes Aircraft 社の特許は、宇宙船から地上に送られるデータをもとに地上から宇宙船に備えられた姿勢制御用ジェットを操作するもので、船外にデータを送る手段および船外からの制御信号を受けてジェットを操作する手段を要素として含んでいる。一方、NASA の宇宙船は、姿勢制御を行なうコンピュータを搭載し、姿勢制御において船外との信号のやりとりはない。構成要素は欠けているのだが、全体として判断されなければならないとして、権利を侵害していると判決された。  
<https://www.casetext.com/case/hughes-aircraft-co-v-us-2/>

## 2.3 モーリンス社事件

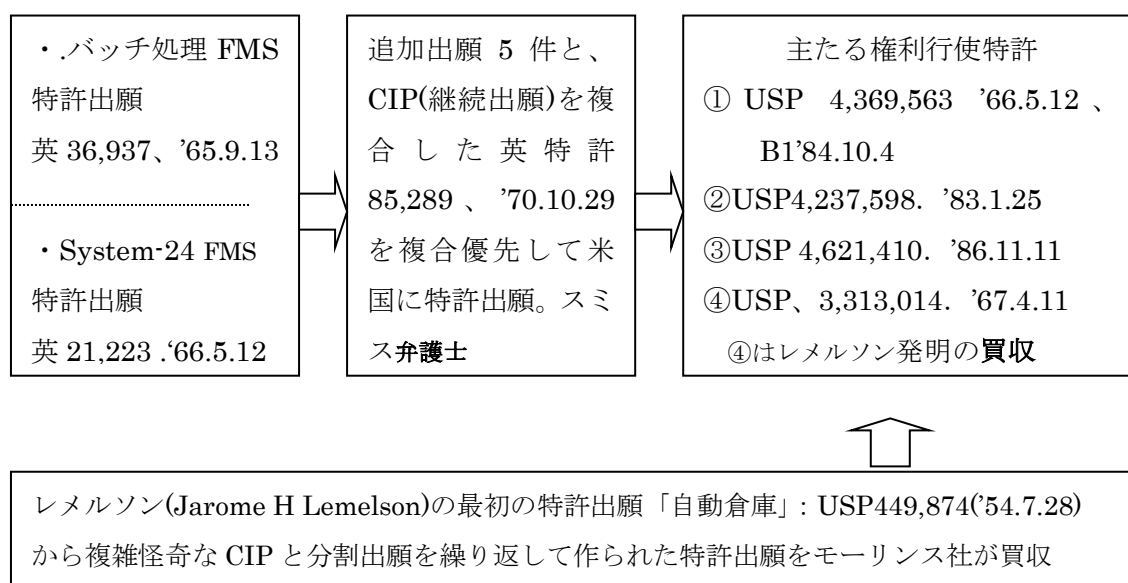
特許権の取得と権利行使にかかわる汚い手口「Unclean hands」の特許戦術が看過できなくなり衡平法ルールを適用し代表例が図4のモーリンス社事件である。

図4 モーリンス社の「FMS」国際特許権戦争の相関図

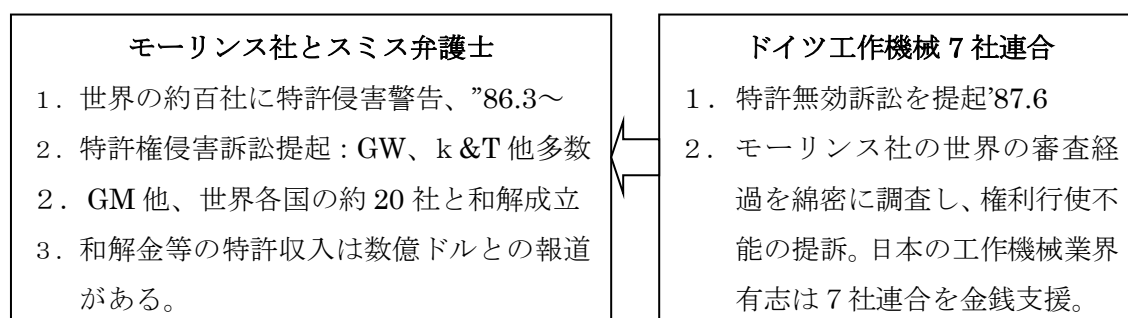


## 2.4 判決に見るモーリンス社(Molins Machine Co) とスミス弁護士との欺瞞行為

図5 モーリンス社の特許権とその権利行使



## 2.5 モーリンス社とドイツ7社連合の特許戦争



## 2.6 デラウエ連邦地方裁判所裁判官 Memorandum opinion(1992年11月24日)の注目点。

同地裁判事は、図5の①から④の特許、特に①特許 USP 4,369,563 の出願日('65.9.13)」から特許日('66.5.12)までに於けるスミス弁護士とモーリンス社特許部長が「英」「米」「独」「日」「蘭」の特許庁に対して行った 44 回の応答に注目し、それを時系列的に年表化し、彼等が①から④の特許権の一部のクレームについて特許要件が無い事を認めて削除したが、米国特許特許出願では特許権を成立させた行為が欺瞞であり、不正であると認定し、その行為は汚い手口(「Unclean hands」)として権利行使不能であると判決した。

FMS は自動車を始めとするわが国の輸出産業の基幹設備機械である。モーリンス社とスミス弁護士が引起した国際特許戦争の狙いは 1988 年改正の関税法 337 条の改正による特許権の域外適用(「ロングアーム」)に便乗する戦略であった。トヨタが FMS を用いて日本で

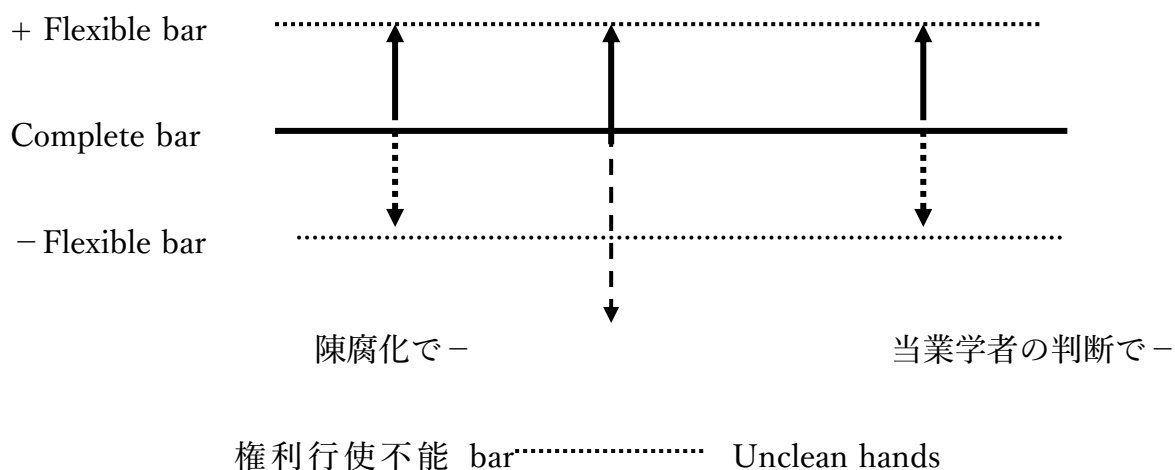
生産し、米国に輸出した自動車に対しロングアームを主張して権利行使する戦略であった。デラウェア地裁判決はモーリンス社の行過ぎた特許テクニックを許さなかった。

わが国には「Equality」（衡平法）ルールがないので、特許関係者の中には秘術を尽した補正、訂正、継続出願、関連特許出願、他人発明の買収等を行い、磐石な特許網を構築し、権利行使する特許テクニックを肯定している。わが国の特許権侵害事件の判例には、本件デラウェア地裁判決のような、「Unclean hands」の法理で被告を救済した事例は見当たらないが、わが国の官僚が行政指導の形で特許弱者を救済することもあった。モーリンス社 FMS 事件に勝利して祝った美酒は永遠に忘れない「見果てぬ真夏の夜の夢」である。

### 3. 日本、米国、ドイツの均等論の比較

図6 「日」「米」「独」に於ける均等論の bar

日：基本的発明で+ 米：Clean hands で+ 独：当業学者の判断で+



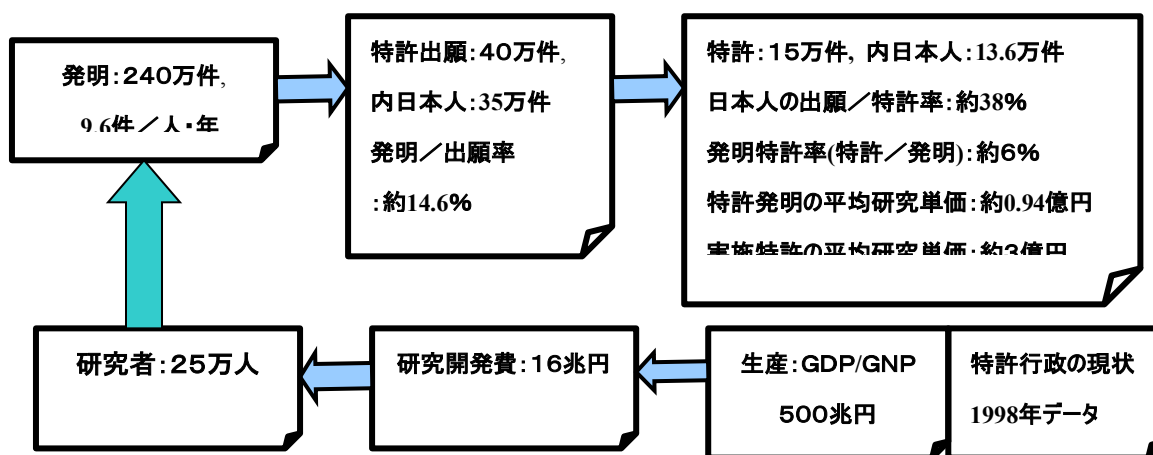
- ① 「Complete bar」はE-by-Eルールにより特許請求の範囲を文言解釈する基準バー。
- ② 「Flexible bar」はE-by-E+As a wholeルールにより拡張又は縮小解釈するバー。
- ③ Flexible barは日本では基本特許で+、陳腐化で-。
- ④ 米国では「Clean hands」で+ Flexible barを容認する。「Unclean hands」に対しては権利行使不能のペナルティを課す。
- ⑤ ドイツでは+-のbarの判断をその分野の熟達した工学者や法学者が判断する。モーリンス社 FMS 特許訴訟事件では、反訴するドイツ工作機械7社連合に熟達した工学・法学の学者が参画し、勝訴した。わが国の業界有志はドイツ工業会の反訴資料を入手し、ドイツの勝訴を確信し、金銭的な支援をした。ドイツ7社連合の反訴の論旨と証拠資料は完璧であり、ドイツの特許権の法廷闘争に格の違いを実感した。

- ⑥ マシニングセンタ(MC)に関する K&T 社との国際特許権紛争も、FMS 事件と同様に、ドイツ工業会が元審査官の違法行為を追及して勝利した。日本も恩恵を受けた。
- ⑦ ドイツ工作機械業界が争わなかった事件については、日本の業界は和解した。

#### 4. わが国の均等論の考察

日本の均等論は「クレーム」を「法規範」とする文言解釈を基本とする均等範囲の狭い「アンチパテント」の均等論と言える。特許庁による特許審査が厳しく、権利範囲が狭いので、類似発明や模倣発明を均等論で防御することが難しい。そのため多数の関連、改良、模擬の特許出願を行い、ライバル製品の認知後に補正・訂正を行ない、鉄壁の特許網を構築して特許権を行使する特許テクニックがある。そのテクニックに於いて、特許庁手続きした者が汚い手口(「Unclean hands」)を使うことがあっても、わが国の法令ではその手口を咎めることはできない。そこに数の力で押さえ込む弱者抹殺の特許テクニックが生まれた。その結果、特許出願件数では世界でトップクラスであるが、その約 80%が国内居住者という内向きの特許出願大国となり、発明件数に対する特許権率は 6 %程度の発明件数大国となった。図 7 「特許行政の現状」から推定した試算値、特許庁のデータではない。

図 7 発明／特許率の試算例



#### 中心限定主義と周辺限定主義

均等論のルールは明治 43 年特許法と、昭和 34 年特許法では大きく変わった。明治 43 年特許法及び大正 10 年特許法はドイツ法の流れを汲む中心限定主義であり、特許出願明細書から発明の要部を取り出し、その要部から俯瞰した発明を権利範囲とする「プロパテント」のルールであった。例えば自動織機を発明した豊田佐吉翁の明治時代の特許権 27 件を考察すると、審査期間の平均日数は 102 日、最短は特許第 12,125 号の 10 日であった。どの特許

明細書も特許請求の範囲(「クレーム」)も記述が簡潔で作用的である。その書法は他人から特許発明の具体的な実施態様を盗まれないための究極の「プロパテント」の書法であった。佐吉翁の特許権には特許無効審判がなかった由である。

昭和 35 年施行の現行特許法は米国とほぼ同様な周辺限定主義に変わり、特許明細書は実施例詳記主義、「クレーム」は構成要件列举主義に変わった。均等論も「クレーム」を素直に読む法規範主義であり、基本特許に限って拡大解釈する。米国の「E-by-E」ルールとは似ているが同一ではない。特許明細書を俯瞰して判断する「As a whole」ルールとも異なる。「Equality」ルールもない。「法規範論」の均等論の代表的な判例はティエチケイ事件(上诉人(株)椿本精工、被上告人特許権者ティエチケイ(株)、最高裁平(オ)1083 号、平 10.2.24 日判決、特許権者敗訴)でる。最高裁は「クレーム」を「法規範」と考え、特許権者が意識的に除外した構成要素には均等論は及ばないと判示した。注 6

特許法は現在まで頻繁に改正されているが、その改正の重点は特許庁手続きに関するもので、均等論の「法規範」に関わる改正は見当たらない。特許法 51 条の「拒絶の理由」、同法 2 条の「高度」、同法 29 条の「容易」は審査官の心証である。特許査定や拒絶査定に於いて、審査官は発明の成立性についての詳細な所論は披瀝されることはない。特許出願の発明者や代理人等が優先権出願した他国の特許審査での陳述とは異なる意見を陳述しても、その行為を汚い手口「Unclean hands」の手続きとして、特許法 51 条の「拒絶の理由」とされた例も知らない。わが国の特許権侵害訴訟事件で権利行使した特許権者の特許庁手続きを詳査すると、攻撃対象物(イ号)を認識した後、権利行使を目的とした後出しジャンケン的な補正、訂正、分割出願、継続出願等の手続きした疑念のある例が多数見受けられた。例えばミノルタ事件(東京地裁平 13(7)12933 号)や豊和工業事件(名古屋地裁平 8(7)1964 号)等である。わが国の特許法には「クレーム」に無関係な発明の詳細な説明を望ましく無いとしているが、禁止はしていない。極端に超長文の特許明細書や、超多数の「クレーム」も持つ戦略時特許出願も禁止されていない。超長文の特許明細書等に対する出願料や審査請求料に対する特別付加についての行政庁や法学者の議論については寡聞である。注 5

## 5. 安全保障輸出管理戦略

全保障輸出管理は 1950 年に米国、英国他 7 ヶ国で発足した COCOM (Coordination Committee for Export Control、「対共産圏輸出統制委員会」と訳す)が発祥である。COCOM については、戦略経営研究所前田勲男社長が著作し、1989 年 5 月と 6 月に発信された 3 部作、「ココムとプラント輸出」、「ココムとハイテク」及び「軍事技術と波及効果」に詳記されているが、詳細な規制理由や規制内容についての言及は少ない。

わが国は 1952 年に COCOM に加盟した。1970 年の第 1 次石油危機後に、米国はソ連邦圏に対する大規模な COCOM 緩和政策（デタント政策）を実施し、米国を始め COCOM 加盟国からソ連圏への輸出が増大した。デタント政策で輸出された工作機械の実用途について危惧すべき事態が生じ、米国は 1985 年に輸出管理修正法を制定した。国際商事法務 Vol. 13, No. 11 参照。

米国輸出管理修正法には、“COCOM に違反した会社（親会社を含む）からの米国輸入を禁止する”との定めがあった。そして 1987 年に、潜水艦のスクリューを加工する工作機械を違法にソ連に輸出したとして、東芝機械(株)が同修正法の訴追を受け、親会社の東芝電気(株)も激しいバッシングを受けた。東芝機械(株)事件を受けて、わが国の工作機械メーカーは不正輸出の防止を徹底する厳しい輸出統制を受けた。

1992 年に米国国防省は「MCTL」(The Militarily Critical Technologirs List) を公表した。MCTL によると、日本の得意とする CNC 工作機械や FMS や CAD/CAM 等が民間の機械製造業用途ばかりでなく、通常兵器や、核兵器やミサイル等の大量破壊兵器の生産にも利用できる二重用途があるとしている。更に日本と米国の間には工作機械の技術格差はないとも評価している。

米国の工作機械に関する安全保障輸出管理戦略は、米国への輸入を差止するという武器をちらつかせながら、米国への輸入を抑制し、米国内での工作機械の生産を復活させる戦略であったが、その戦略は空振りに終わり、米国内の工作機械産業は回復しなかった。図 1

## 6. VRA 談合

VRA 談合(1983 年－1993 年)は日本と米国の政府が裏で承知し、日本工作機械工業会(「日工会」) 参加会社の一部が片務的に輸出統制した談合であった。「日工会」は 1985 年の米国輸出管理修正法と、1987 年の東芝機械(株)COCOM 違反事件から強化された安全保障輸出統制に加え、VRA の三重圧力を受けたが、日本から米国に輸出される工作機械の抑制は限定的で、期待した米国内の工作機械の生産は回復しなかった。その最大の理由は米国ビックスリーが大型車 SUV から中型自動車に開発の主力を移行したとき、中小型車の新規の生産設備投資を逡巡したことにあった。

その赤裸々な実態を Ford 社の社長を追われ、倒産の危機にあった Chrysler 社の社長に就任し、Chrysler 社の経営を奇跡的に立て直したアイアコッカ氏 (Lee Iacocca) の「わが闘争」、日本語訳ダイヤモンド社、昭和 60 年 1 月 31 日発行に詳細に記述されている。

要点は、1980年の第二次石油危機に際し、Foudの中型車「マスタング」の最新鋭生産設備の投資1.4兆円をFoud二世オーナーが認めず、旧来車の設備の流用で賄ったために、日本と米国との低燃費—低公害車戦争に敗れた、とある。この頃トヨタは最新鋭の中小型エンジンを生産する上郷エンジン工場がフル稼働に入っていた。

アイアコッカ氏は明言していないが、米国自動車産業が市場が要求する定燃費—低公害のエンジンを生産する最新鋭の工作機械の投資を逡巡した結果が米国の工作機械産業の衰退を招き、三つの戦略の相乗効果も薄れたことを示唆している。

## 7. あとがき

特許権を過度に振り回す特許権戦略も、安全保障を名目とする過度の安全保障輸出統制戦略も、VRAも自国の産業の救済政策としての効果が限定的であった。特許権の均等論も近代特許制度の誕生以来、関係者が一貫して頭を悩ませた課題であった。特許権は権利者や特許法曹界が特許権益に過度に野心を持ちすぎると、消費者は高額な特許品に泣かされ、競合する弱小事業者は生存を否定される。膨大な特許出願の天津波は行政にも、同業者にも、特許調査業務にも、巨大な無駄な特許関連作業を強いている。

特許テクニックのやりすぎには適切な制裁のルールも必要であろう。将来は礼を尽くして実施権の許諾を求められる大発明をわが国の工作機械業界から誕生させたいものである。

以上

### 注1. 国際特許戦争余話

- ① フォレスターのCNC基本特許 USP3,069,608 他に事件はCNCメーカーのライセンスで全面解決したが、以後工作機械メーカーとCNC装置メーカーの力関係が逆転した。
- ② K&T社のマシニングセンター基本特許 USP3,052,011 他の事件は、「独」の工作機会工業会の弁護士が釣り好き仲間であった審査官と弁護士の関係に着目し、「Equality」ルールにより同特許権を権利行使不能に追い込み解決した。わが国はご相伴を受けた。
- ③ ハーコ社の対話型CNC特許 USP4,477,754 他の特許権侵害事件は、「日工会」の足並みが崩れ、ほぼ全面敗北となり、各社がライセンスを導入した。
- ④ レメルソン氏は USP3,049,247 他 400 件以上の特許権を所有している自称エジソン以来の発明王であり、特許権で5億ドルを稼いだとも自称していた。米国特許制度の矛盾点を悪用して補正、分割出願、継続出願等の裏技を屈指してサブマリン特許網を構築し、権利行使した。わが国の大手製造業は雪崩をうって軍門に下った。「日工会」のような弱小業界はなす術も無かった。その後、サブマリン特許と「Unclean hands」が問題視され、多くの特許権が権利行不能となり、同氏の死亡で解決した。

⑤ その他さまざまな特許権事件が多数あったが、国際特許紛争は一社が敗北すると全体が総崩れのなることを実感した。

## 注 2 細川 学が発表した本稿に関連する資料講演資料の一部

- ① 平成 13 年 7 月 10 日特許庁工業所有権研修所講演：「工作機械産業における国際特許紛争の歴史」
- ② 生産財マーケティング：Vol. 31、No. 4 「モーリンス特許は権利行使禁止・多くの教訓を残して終止符」(株)ニュースダイジェスト社
- ③ 発明：Vol. 68、No. 3 「マシニングセンターから見た米国企業の特許戦略」発明協会
- ④ 戦略経営研究所、代表者前田勲男氏、に細川学のホームページがあり、本稿に関連する論文や関連資料を公表している。

## 注 3 「日工会」会員間で争われた特許権侵害訴訟事件の例

- ① シチズン時計(原告) v ツガミ(被告) 「数値制御自動旋盤」事件、東京地裁平 16(7)20636 号、平 18 年 4 月 26 日判決、原告敗訴。均等論が争われた 186 頁に及ぶ貴重な判決である。工作機械の均等論を考える上での重要判例である。
- ② 当業界には厳しい特許紛争事件は他にもいくつかある。昭和の発明王とも呼ばれた大発明家の社長が提訴した放電加工機事件は原告発明王が敗訴し、同社を手放した。
- ③ その他に特許権侵害訴訟例は多々あるが、言及しない。それらの当事会社の株価は概ね冴えない様であり、特許訴訟事件は企業業績に悪影響しているように思えた。

## 注 4 均等論に関する注目される判例と論文

- ① テイエチケイ事件：上告人(株)椿本精工、被上告人特許権者テイエチケイ(株)、最高裁平(オ)1083 号、平 10.2.24 日判決、特許権者敗訴、わが国の均等論としては注目の判例である。本件特許発明とイ号の違いが非本質的で、作用効果同一で、出願時に意識的に除外されているとの理由で、均等論を否認し、上告人勝訴とした。アンチパテント判決である。
- ②t 事件：Fest(原告) v. Shoketsu Kinzoku (被告焼結合金(株))事件、2000 年 11 月 29 日 CAFC (連邦巡回控訴裁判所) 判決、原告が敗訴した。補正したクレームの手続の「Clean」、 「Unclean」を判断することなく、均等範囲の拡張、図 1 の + Flexible bar を認めなかった。アンチパテント判決である。
- ④ 布井要太郎弁護士は①の最高裁判決について判例時報 1907 号(平成 17 年 12 月 11 日号)、契約説に依拠し「法理論的観点から再検討が迫られる」と論評している。特許クレームは契約であり、法規判と同じ扱いであるとの論と見受けた。

## 細川 学 元愛知工科大学講師



### 経 歴

昭和 32 年 岐阜大学工学部卒業

昭和 32 年 豊田工機株式会社入社

昭和 35 年 特許業務に関与。

以後、平成 3 年、監査役就任まで知的財産業務に従事。

昭和 53 年 特許管理室部長兼経営管理室長主査

昭和 62 年 役員待遇 情報処理システム部長兼技術管理部長

平成 3 年 監査役

平成 13 年 退任

平成 15 年 愛知工科大学講師（知的財産権担当）

平成 17 年 退任

### 審議会等

昭和 56 年～昭和 58 年 日本特許協会(現日本知的財産協会)常務理事

昭和 57 年～平成 10 年 (社)日本工作機械工業会 特許委員長・知的財産部会長

昭和 59 年～平成 11 年 通商産業省専門調査委員

平成 4 年～平成 9 年 (財)製造科学技術センター知的財産委員

平成 5 年～平成 7 年 特許庁工業所有権審議会委員

平成 5 年～平成 7 年 (財)知的財産研究所研究委員

平成 10 年～ (社)日本工作機械工業会知的財産部会アドバイザー